

鋼製又はアルミニウム製の缶であつて、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令  
 新旧対照条文  
 鋼製又はアルミニウム製の缶であつて、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平成三年大蔵省、農林水産省、通商産業省令第一号）

改正	現行
<p>鋼製又はアルミニウム製の缶であつて、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令</p> <p>（表示事項）</p> <p>第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）        （第二十四条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、鋼製又はアルミニウム製の缶（内容積が七リットル未満のものに限る。以下単に「缶」という。）であつて、飲料（酒類を含む。以下同じ。）が充てんされたものについて、当該缶の材質に関する事項とする。</p> <p>（遵守事項）</p> <p>第二条 法第二十四条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、缶を製造する事業者及び缶に飲料を充てんする事業者並びに飲料が充てんされた缶であつて、自ら輸入したものを販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。</p>	<p>鋼製又はアルミニウム製の缶であつて、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令</p> <p>（表示事項）</p> <p>第一条 再生資源の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）        第十六条の主務省令で定める同条第一号に掲げる事項は、鋼製又はアルミニウム製の缶（内容積が七リットル未満のものに限る。以下単に「缶」という。）であつて、飲料（酒類を含む。以下同じ。）が充てんされたものについて、当該缶の材質に関する事項とする。</p> <p>（遵守事項）</p> <p>第二条 法第十六条の主務省令で定める同条第二号に掲げる事項は、缶を製造する事業者及び缶に飲料を充てんする事業者並びに飲料が充てんされた缶であつて、自ら輸入したものを販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。</p>

一 別表の上欄の指定表示製品の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、缶の胴に、一箇所以上、印刷し、又はラベルをはるることにより、表示をすること。

二・三 (略)

別表(第二条関係)

指定表示製品の区分 (略)	(略)
------------------	-----

一 別表の上欄の第二種指定製品の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、缶の胴に、一箇所以上、印刷し、又はラベルをはるることにより、表示をすること。

二・三 (略)

別表(第二条関係)

第一種指定製品の区分 (略)	(略)
-------------------	-----